

(3) 昨午各労働代表、労働調停課へ出席、此に會社方針ヲ聽キ、故國実行委員會ヲ語リ、本音出頭ヲ  
 示シ、  
 (4) 昨十九日、争議団第一本部ニ於テ、在後演説會ヲ開催セルモ、參會者七十名ニシテ、感  
 動ナシ、第二本部ハ派會トナル  
 (5) 二月下旬、時ヨリ、労働黨主催ニシテ、本政公會堂ニテ、争議批判演説會ハ場所ナ  
 爾催ノ予定ナリ

題記争議ハ、勞資交渉決裂ノ状態ニテ、争議団側ニアリテ  
 ハ各種ノ宣傳ビラヲ發行シ、激化ニ努メ、他面日本共産党  
 ノビラヲ撒布スルモノアリテ、漸次深刻化シツ、アルヲ  
 以テ推移嚴戒中

記

一 事業主側

會社側ニ於テハ、作業回復ト共ニ出勤社員及職工ハ漸  
 次増加シツ、アリ、労働調停課ノ斡施ト他方大日本産  
 業擁護同盟本部糸護士木下好太郎ニ依頼シ、居中調停

二 争議団側

ラ、依頼シ、後叙ノ如ク交渉スルコト、ナレリ

(A) 従業員同盟争議団第一第二本部ニ集合セルモノ、十

八月ハ約百名十九日合上ニシテ、首脳部カ火崎署ヨ  
 リ釈放セラレタルニ、氣勢ヲ得テ陣容ヲ整ヘ、青年部  
 員ヲ總動員シテ、団員ノ將出ヲ為シツ、アルモ前叙  
 數ヨリ増加ノ傾向ナシ、應援団ト共ニ、勞働歌ヲ高唱  
 シ、他方実行委員會ヲ開キ、今後ノ對策協ギシ、次記ノ  
 如ク交渉ニ應スルコトニナレリ

(B) 社員聯盟争議団本部ニシテハ、従業員同盟側ニ刺激セ

ラレ、幾分左翼化セル形勢ニ在リテ、宣傳方法ニヨリ  
 テ、輿論ノ喚起ニ努ムルコトヲ、協議シ、実行委員ニ計

ス